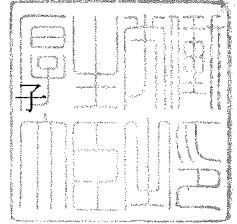


厚生労働省発食安0718第1号
平成24年7月18日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること。

アザジラクチン

